

航空無線通信士「法規」試験問題

20問 1時間30分

A 1 無線局の予備免許を受けた者が工事落成の期限経過後2週間以内に工事が落成した旨の届出をしないときは、総務大臣からどのような処分を受けるか、電波法の規定に照らし正しいものを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 速やかに工事落成の届出をするように督促される。
- 2 予備免許が取り消され、再度免許の申請をするように指示される。
- 3 6箇月間無線局の免許の付与を保留される。
- 4 工事落成の期限の延長の申請をするように命じられる。
- 5 無線局の免許を拒否される。

A 2 次の記述は、無線局の免許の承継について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

免許人について相続があったときは、その相続人は、□A□を承継する。

航空機局若しくは航空機地球局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)のある航空機又は無線設備がレーダーのみの無線局のある航空機について、航空機の所有権の移転その他の理由により航空機を□B□に変更があったときは、変更後航空機を□B□は、□A□を承継する。

及び □C□により免許人の地位を承継した者は、遅滞なく、□C□を添えてその旨を総務大臣に届け出なければならない。

A	B	C
1 総務大臣の許可を受けて免許人の地位	所有する者	その事実を証する書面
2 総務大臣の許可を受けて免許人の地位	運行する者	承継に係る無線局の免許状
3 免許人の地位	所有する者	承継に係る無線局の免許状
4 免許人の地位	運行する者	その事実を証する書面

A 3 主任無線従事者とは、無線従事者のうちどの者をいうか。電波法の規定に照らし正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局(アマチュア無線局を除く。)の無線設備の操作の監督を行う者をいう。
- 2 2以上の無線局が機能上一体となって通信系を構成する場合の無線局の管理及び運用を行う責任者をいう。
- 3 一の免許人に属する無線局の無線設備の操作を行う者のうち、その責任者をいう。
- 4 免許人から指名された重要無線通信の取扱責任者をいう。

A 4 次の記述は、無線局の運用について述べたものである。電波法の規定に照らし誤っているものを1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、次に掲げる場合には、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
 - (1) 無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するとき。
 - (2) 実験無線局を運用するとき。
- 2 無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。
- 3 無線局を運用する場合においては、運用義務時間、無線設備及び電波の質は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。
- 4 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。
 - (1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信
 - (6) その他総務省令で定める通信

A 5 次の記述は、混信等の防止について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、□A又は電波天文業務（宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものに□Bを与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。

- | A | B |
|----------|----------------------|
| 1 他の無線局 | 混信その他の妨害 |
| 2 他の無線局 | その運用を阻害するような混信その他の妨害 |
| 3 宇宙研究業務 | 混信その他の妨害 |
| 4 宇宙研究業務 | その運用を阻害するような混信その他の妨害 |

A 6 次の記述は、聴守義務について、電波法及び無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局は、その□A中は、総務省令で定める周波数で聴守しなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

の規定による航空局の聴守電波の型式は、□Bとし、その周波数は、別に告示する。

の規定による航空地球局の聴守電波の型式は、G1D又はG7Wとし、その周波数は、別に告示する。

の規定による義務航空機局の聴守電波の型式は、□Bとし、その周波数は、次の区分に従いそれぞれ次のとおりとする。

- (1) 航行中の航空機の義務航空機局にあっては、当該航空機が航行する区域の責任航空局（当該航空機の航空交通管制に関する通信について責任を有する航空局をいう。）が指示する周波数
 - (2) 航空法第96条の2（航空交通情報の入手のための連絡）第2項の規定の適用を受ける航空機の義務航空機局にあっては、交通情報航空局（航空法施行規則第202条の4（航空交通情報の入手のための連絡）の規定による航空交通情報の提供に関する通信を行う航空局をいう。）が指示する周波数
 - (3) 長距離洋上飛行中の航空機の義務航空機局又は航空法施行規則第150条（救急用具）第4項の規定に基づき指定された区域の上空を飛行中の航空機の義務航空機局にあっては、□Cの責任航空局及びその責任に係る区域並びに交通情報航空局及びその情報の提供に関する通信を行う区域は、別に告示する。
- の規定による航空機地球局の聴守電波の型式は、G1D、G7D又はG7Wとし、その周波数は、別に告示する。

- | A | B | C |
|----------|----------|----------|
| 1 運用許容時間 | A3E又はJ3E | 123.1MHz |
| 2 運用許容時間 | F3E | 121.5MHz |
| 3 運用義務時間 | A3E又はJ3E | 121.5MHz |
| 4 運用義務時間 | F3E | 123.1MHz |

A 7 次の記述は、無線電話通信における通報の送信速度について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線電話通信における通報の送信は、□A行わなければならない。

遭難通信、緊急通信又は安全通信に係るの送信速度は、□Bでなければならない。

- | A | B |
|-----------------------|-------------------------|
| 1 語辞を区切り、かつ、明りように発音して | 受信者が筆記できる程度のもの |
| 2 語辞を区切り、かつ、明りように発音して | 原則として、1分間について50字を超えないもの |
| 3 速やかに、かつ、確実に | 受信者が筆記できる程度のもの |
| 4 速やかに、かつ、確実に | 原則として、1分間について50字を超えないもの |

A 8 次の記述は、呼出しの反復及び中止について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線電話通信においては、航空機局は、航空局に対する呼出しを行っても応答がないときは、少なくとも□Aの間隔を置かなければ、呼出しを反復してはならない。

無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、□B。無線設備の機器の試験又は調整のための電波の発射についても同様とする。

の通知をする無線局は、その通知をするに際し、□Cを示すものとする。

A	B	C
1 1分間	周波数を変更して呼出しを行わなければならない	分で表す概略の待つべき時間
2 1分間	直ちにその呼出しを中止しなければならない	混信の強さを表す数字
3 10秒間	周波数を変更して呼出しを行わなければならない	混信の強さを表す数字
4 10秒間	直ちにその呼出しを中止しなければならない	分で表す概略の待つべき時間

A 9 次の記述は、遭難通信に関して述べたものである。電波法の規定に照らし誤っているものを1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに回答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置をとらなければならない。
- 2 無線通信の業務に従事する者が電波法第66条（遭難通信）第1項の規定による遭難通信の取扱いをしなかったとき、又はこれを遅延させたときは、1年以上の有期懲役に処する。遭難通信の取扱いを妨害した者も、同様とする。
- 3 遭難通信とは、船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥るおそれがある場合その他緊急の事態が発生した場合に遭難信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。
- 4 無線局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射を直ちに中止しなければならない。

A 10 次の記述は、遭難通報に対する応答について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

航空局又は航空機局は、遭難通報を受信した場合において、無線電話によりこれに回答するときは、次に掲げる事項（遭難航空機局と現に通信を行っている場合は、(3)及び(4)に掲げる事項）を順次送信して応答しなければならない。

- | | | | |
|-----|----|---------------|----|
| (1) | □A | の呼出符号又は呼出名称 | 1回 |
| (2) | □B | の呼出符号又は呼出名称 | 1回 |
| (3) | □C | 又はこれに相当する他の略語 | 1回 |
| (4) | □D | 又はこれに相当する他の略語 | 1回 |

A	B	C	D
1 遭難通報を送信した航空機局	自局	遭難	了解
2 遭難通報を送信した航空機局	自局	了解	遭難
3 自局	遭難通報を送信した航空機局	遭難	了解
4 自局	遭難通報を送信した航空機局	了解	遭難

A 11 次の記述は、121.5MHzの使用制限について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

121.5MHzの電波の使用は、次に掲げる場合に限る。

- (1) □Aの航空機局と航空局との間に通信を行う場合で、通常使用する電波が不明であるとき又は他の航空機局のために使用されているとき。
- (2) 捜索救難に従事する航空機の航空機局と遭難している船舶の船舶局との間に通信を行うとき。
- (3) 航空機局相互間又はこれらの無線局と航空局若しくは船舶局との間に共同の捜索救難のための□Bの送信を行うとき。
- (4) 121.5MHz以外の周波数の電波を使用することができない航空機局と航空局との間に通信を行うとき。
- (5) 無線機器の試験又は調整を行う場合で、総務大臣が別に告示する方法により試験信号の送信を行うとき。
- (6) (1)から(5)までに掲げる場合を除くほか、急を要する通信を行うとき。

A	B
1 急迫の危険状態にある航空機	呼出し、応答又は準備信号
2 急迫の危険状態にある航空機	通報
3 航行中又は航行の準備中の航空機	呼出し、応答又は準備信号
4 航行中又は航行の準備中の航空機	通報

A 12 次の記述は、機器の点検又は調整のための電波の発射等について、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

航空無線航行業務においては、既に業務を開始した機器の点検又は調整のための発射に際して通常の識別表示を送信することは、□A。もっとも識別表示のない発射は、最小限に制限するものとする。

試験又は調整のための信号は、この規則又は国際信号書に定める特別の意義をもつ□B 選定しなければならない。

A	B
1 安全上の理由から望ましくない	信号、略語等と同一のものを
2 安全上の理由から望ましくない	信号、略語等との混同が生じないように
3 局の識別上不可欠である	信号、略語等と同一のものを
4 局の識別上不可欠である	信号、略語等との混同が生じないように

A 13 次の記述は、無線業務日誌に関して述べたものである。電波法施行規則の規定に照らし正しいものを1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 使用を終わった無線業務日誌は、次の電波法第73条第1項本文の検査（定期検査のことをいう。）の日まで保存しなければならない。
- 2 航空機局においては、その航空機の航行中正午及び午後8時におけるその航空機の位置を無線業務日誌に記載しなければならない。
- 3 免許人は、検査の結果について総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）から指示を受け相当な措置をしたときは、その措置の内容を無線業務日誌に記載するとともに総務大臣又は総合通信局長に報告しなければならない。
- 4 国際通信を行う航空局及び国際航空に従事する航空機の航空機局又は航空機地球局においては、無線業務日誌に記載する時刻は、協定世界時とする。

A 14 次の記述は、無線局の検査について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

総務大臣は、無線局の□Aが総務省令で定めるものに適合していないと認め電波の発射の停止を命じたとき、電波の発射の停止の命令を受けた無線局からその□Aが総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出があったとき、無線局のある船舶又は航空機が外国へ出港しようとするとき、その他□Bを確保するため特に必要があるときは、その職員を無線局に派遣し、その無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件を含む。）及び員数並びに□Cを検査させることができる。

A	B	C
1 発射する電波の質	電波の公平かつ能率的な利用	業務書類
2 発射する電波の質	電波法の施行	時計及び書類
3 通信方法その他の運用の方法	電波の公平かつ能率的な利用	時計及び書類
4 通信方法その他の運用の方法	電波法の施行	業務書類

B 1 次の記述は、航空機用救命無線機の一般的条件について、無線設備規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

航空機に固定され、容易に取り外せないものを除き、小型かつ軽量であって、一人で容易に□アができること。
□イであること。

海面に浮き、横転した場合に復元すること、救命浮機等に係留することができること（救助のため海面で使用するものに限る。）

筐体^{きやうたい}に□ウの彩色が施されていること。

電源として独立の電池を備え付けるものであり、かつ、その電池の□エを明示してあること。

筐体^{きやうたい}の見やすい箇所に取扱方法その他注意事項を簡明に表示してあること。

取扱いについて特別の□オを有しない者にも容易に操作できるものであること。

不注意による動作を防ぐ措置が施されていること。

電波が発射されていることを警告音、警告灯等により示す機能を有すること（救助のため海面において121.5MHzの周波数の電波のみを使用するものを除く。）

別に告示する墜落加速度感知機能の要件に従い、墜落等の衝撃により自動的に無線機が作動すること。また、手動操作によっても容易に無線機が動作すること（救助のため海面で使用するものを除く。）

通常起こり得る温度の変化又は振動若しくは衝撃があった場合においても、支障なく動作すること。

- | | | | | |
|----------|--------|--------|-------------|-------|
| 1 有効期限 | 2 水密 | 3 赤色 | 4 黄色又はだいたい色 | 5 気密 |
| 6 知識又は技能 | 7 持ち運び | 8 取替方法 | 9 保守点検 | 10 経験 |

B 2 次に掲げる航空移動業務及び航空移動衛星業務における通信の通報のうち、航空機の安全運航に関する通信の通報に該当するものを1、航空機の正常運航に関する通信の通報に該当するものを2として解答せよ。

- ア 航空機の運航計画の変更に関する通報
- イ 航行中の航空機に関し、急を要する通報（当該航空機を運行する者から発し又は航空機の送信するものに限る。）
- ウ 至急に入手すべき航空機の部分品及び材料に関する通報
- エ 航空機の移動及び航空交通管制に関する通報
- オ 航行中又は出発直前の航空機に関し、急を要する気象情報

B 3 次の記述は、遭難航空機局が遭難通信に使用する電波等について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。
□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

遭難航空機局が遭難通信に使用する電波は、**ア** 又は交通情報航空局から指示されている電波がある場合にあっては当該電波、その他の場合にあっては **イ** に使用するためにあらかじめ定められている電波とする。ただし、当該電波によることができないか又は不適當であるときは、この限りでない。

の電波は、遭難通信の開始後において、**ウ** 必要と認められる場合に限り、変更することができる。この場合においては、できる限り、当該電波の変更についての送信を行わなければならない。

遭難航空機局は、の電波を使用して遭難通信を行うほかJ3E電波 **エ** 又はF3E電波 **オ** を使用して遭難通信を行うことができる。

- | | | |
|------------------|------------------|------------|
| 1 航空機局と航空局との間の通信 | 2 2,182kHz | 3 運航管理用航空局 |
| 4 責任航空局 | 5 航空機の安全運航に関する通信 | 6 混信を避けるため |
| 7 123.1MHz | 8 救助を受けるため | 9 3,023kHz |
| 10 156.8MHz | | |

B 4 次に掲げる書類のうち、電波法又は電波法施行規則の規定により、義務航空機局に備付けを要するものを1、要しないものを2として解答せよ。

- ア 電波法及び電波法に基づく命令の集録
- イ 免許状
- ウ 無線従事者選解任届の写し
- エ 無線業務日誌
- オ 航空局の局名録

B 5 次に掲げるもののうち、電波法の規定により、無線局の免許人が総務省令で定める手続により総務大臣に報告しなければならない場合に該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

- ア 無線局が外国において、当該国の主管庁による検査を受けたとき。
- イ 航空局において、航空機局にあてる通信その他航空機の航行の安全に関する通信であって急を要するものを送信するために他の航空局との間の通信を行ったとき。
- ウ 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信を行ったとき。
- エ 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。
- オ 人命の救助又は人の生命、身体若しくは財産に重大な危害を及ぼす犯罪の捜査若しくはこれらの犯罪の現行犯人若しくは被疑者の逮捕に関し急を要する通信を行ったとき。

B 6 次の記述は、混信について、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

すべての局は、**ア**、過剰な信号の伝送、虚偽の又はまぎらわしい信号の伝送、**イ**の伝送を禁止する。

送信局は、業務を満足に行うため **ウ** で輻射する。

混信を避けるために送信局の **エ** 及び業務の性質上可能な場合には、受信局の **エ** は、特に注意して選定しなければならない。

混信を避けるために不要な方向への輻射又は不要な方向からの受信は、業務の性質上可能な場合には、指向性のアンテナの利点をできる限り利用して、**オ** にしなければならない。

- | | | |
|-------------|-------------|------------------|
| 1 位置 | 2 不要な伝送 | 3 無線通信規則に定めのない略語 |
| 4 最小 | 5 識別表示のない信号 | 6 許可された最大限の電力 |
| 7 必要な最小限の電力 | 8 空中線の高さ | 9 暗語による伝送 |
| 10 最大 | | |